

岩手県告示第395号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨金ケ崎町長から次のとおり通知があった。

令和5年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 胆沢郡金ケ崎町地内
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年5月16日から同年11月17日まで
- 3 実施する公共測量の種類 地図情報レベル2500数値地形図作成